

不妊検査等助成事業 Q & A

制度の概要（要件等）		
1	助成の対象となる検査や治療はどのようなものになりますか。	医師が必要と認めた不妊検査及び薬物療法や人工授精等の一般特定不妊治療が助成対象となります。 なお、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）、第三者を介する治療及び不育症にかかる治療は、助成対象外となります。
2	助成の対象となる要件はなんですか。	次の4つの要件を全て満たしていることが必要です。 ① 検査開始日において、法律上の婚姻関係にある夫婦であること。 ② 検査開始日における妻の年齢が35歳未満の夫婦であること。 ③ 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。 ④ 保険医療機関において、夫婦ともに助成対象の検査を受けていること。
3	夫婦が別々の日に不妊検査を受けた場合、検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。	夫婦いずれか早い日の検査開始日が基準となります。
4	夫の年齢に制限はありますか。	ありません。
5	申請は何回できますか。また、助成金の上限はいくらですか。	申請は、夫婦1組につき、1回に限りです。助成金の上限は5万円です。
6	夫婦が別居していて別の道府県（外国を含む）に居住しています。東京都で申請できますか。	検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが都内に継続して住民登録をしていれば申請できます。
7	検査開始日は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。助成金の申請は可能ですか。	検査開始日に婚姻していない場合は、申請日現在婚姻していても助成対象にはなりません。
8	所得の制限はありますか。	制限はありません。
9	助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。	検査開始日から1年間です。 なお、平成29年4月1日以降にかかった費用が助成の対象です。
10	医療機関の指定はありますか。	医療機関の指定は行っていません。ただし、健康保険法に定める保険医療機関又は保険薬局に限ります。 なお、都内で不妊検査及び一般不妊治療を実施している医療機関については、東京都福祉保健局ホームページに掲載しています（掲載に同意をいただいている医療機関に限ります。）。
11	都外の医療機関で検査を受けたのですが、助成の対象になりますか。	保険医療機関であれば、都外の医療機関でも助成の対象となります。
12	治療の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	転院があっても助成の対象となります。ただし、申請に当たっては、不妊検査を受けた医療機関が作成した証明書（第2号様式）を必ず提出してください。
13	排卵予測日検査薬や漢方薬を購入した費用は助成の対象になりますか。	医師の処方によらない薬剤は、助成の対象とはなりません。
14	既に子供がいる場合でも助成の対象となりますか。	過去にこの助成を受けていなければ、対象となります。
15	申請受付は、どこが行うのですか。	申請者が東京都に直接「申請書」、医療機関が作成する「証明書」、「住民票の写し（戸籍の附票の写し）」及び「戸籍謄本」をそろえて郵送で申請します。

申請書の書き方		
1	申請書（第1号様式）の申請者欄は誰を記入すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、都内に継続して住民登録をしている方であれば、夫婦どちらでも申請者になることはできます。ただし、振込先の口座名義が申請者と同一である必要があります。
2	外国籍なのですが、申請者として通称名を使用することはできますか。	以下の条件を満たしていれば、通称名を使用することができます。 ①住民票の写しに通称名が記載されていること。 ②振込口座の名義が通称名であること。
3	申請書（第1号様式）の年齢はいつ時点の年齢を記入するのですか。	証明書（第2号様式）の「検査開始日」時点の年齢を記入してください。
4	申請者と配偶者が同じ印鑑で押印をしても構いませんか。	結構です。
5	申請額はどのように記入すればよいですか。	証明書（第2号様式）裏面の領収金額の合計が5万円を超えていれば「5万円」、5万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。
6	申請書（第1号様式）の日付欄はいつの日付けを記入するのですか。	申請書を記入した日で結構です。 ただし、東京都では消印日を申請日として取り扱います。
7	振込口座の指定はどの口座でもよいのですか。	指定できる振込口座は、次の条件を満たしているものに限ります。 ① 申請者の名義であること（旧姓及び配偶者名義は不可）。 ② 普通口座又は貯蓄口座であること（定期口座は不可）。 ③ 東京都の公金取扱金融機関であること（東京都会計管理局ホームページ「東京都公金を納付できる金融機関一覧」参照）。 ※助成金が振り込まれるまでは口座を解約しないでください。
8	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名及び口座番号には何を記入するのですか。	振込専用の漢数字3桁の支店名及び7桁の口座番号を記入してください。不明なときは、ゆうちょ銀行の窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょ銀行ホームページでも調べることができます。
9	旧姓名義の口座を振込先に指定できますか。	指定できません。

提出書類		
1	申請に必要な書類はなんですか。	申請書（第1号様式）、医療機関が作成する証明書（第2号様式）、住民票の写し及び戸籍謄本が必要です。
2	夫婦で別の医療機関で不妊検査を受けました。証明書（第2号様式）の作成はどこに依頼すればよいですか。	夫婦が不妊検査を受けたそれぞれの医療機関に作成を依頼してください。証明書（第2号様式）は、東京都福祉保健局ホームページからダウンロードしていただくか、コピーにより対応してください。
3	住民票の写しは申請者と配偶者それぞれに必要とありますが、1枚にまとめて記載されていてもよいですか。	まとめて記載されているもので結構です。申請者及び配偶者の住所、氏名、生年月日及び続柄が記載されているものに限ります。 また、 個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
4	配偶者が海外にいるため、住民票の写しが提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	海外にいることを証明するため、戸籍の附票の写しを提出してください。
5	配偶者が外国人で海外に住んでいるため、住民票の写しも戸籍の附票の写しも提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、海外にいることを証明する書類（在勤証明書（翻訳文添付）又は、海外で生活していることを確認できる書類（公共料金や税金の支払いなど）を提出してください。

6	住民票の写し（戸籍の附票）と戸籍謄本は古いものでよいですか。	申請受付日から3か月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。
7	住民票の写しを提出すれば戸籍謄本は省略できますか。	省略できません。必ず提出してください。
8	引っ越しで検査開始日と申請日の住所が異なります。この場合、住民票の写しを提出すれば問題ありませんか。	区市町村が異なる場合は、検査開始日において都内に住民登録があることが確認できないため、戸籍の附票の写しの提出が必要となります。ただし、同一区市町村内の転居であれば、住民票の写しで構いません。
9	領収書の添付は必要ですか。	領収書の添付は必要ありません。証明書（第2号様式）の裏面に医療機関又は薬局が領収金額を記入します。

申請期限		
1	申請日はいつになりますか。	消印日を申請日として取り扱います。申請書に記入された日付が3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日を4月1日として取り扱います。
2	いつまでに申請をしなければなりませんか。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日から起算して、1年以内に申請が必要です。なお、検査開始日から不妊検査及び一般不妊治療に1年を要した場合には、1年を経過した日から起算して3か月以内に申請をすることができます。
3	申請書類を郵送ではなく直接持ち込みたいのですが、受け付けてくれますか。	受付窓口がありませんので、申請は郵送でお願いします。
4	申請書の記入内容等に誤りがあった場合や書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。	申請書類に不備があった場合は、住民票の写しの住所宛てに東京都から封書で書類に不備があった旨連絡します。提出期限（概ね2週間）を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかに提出してください。期限を過ぎた場合は不承認として取り扱います。

助成金の振込等		
1	申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。	書類の不備等がなければ申請書受理日から概ね2～3か月で承認通知書を発送します。そこから約1か月後に指定口座への振込みを行います。なお、振込みの連絡・通知等はしておりませんので、入金は通帳記入等により御自身で確認してください。
2	助成を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられますか。	医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。

その他		
1	不妊検査等助成事業の全般について知りたいのですが。	「東京都不妊検査等助成事業の御案内（※）」又は東京都福祉保健局ホームページを御確認のうえ、不明な点がございましたら電話でお問い合わせください。なお、来庁されての相談は、お受けできない場合があります。※9月中旬に設置を希望した医療機関及び区市町村の窓口を設置します。

2	申請に必要な書類（申請書（第1号様式）及び証明書（第2号様式））はどこで入手できますか。	<p>（9月中旬まで） 東京都福祉保健局ホームページからダウンロードできます。 ダウンロードができない場合には、下記の「（9月中旬以降）」を参照の上、入手してください。</p> <p>（9月中旬以降） 都内の不妊検査及び一般不妊治療を実施している医療機関（設置を希望した医療機関に限ります。）に「東京都不妊検査等助成事業の御案内」の冊子を設置していますので医療機関に申し出てください。 都外の医療機関に通われている場合は、都内の区市町村窓口及び都庁内の案内コーナー（第一本庁舎1・2階、第二本庁舎1・2階）に設置していますので、そちらで入手してください。 区市町村の設置場所については、東京都福祉保健局ホームページに掲載しています（電話で在庫確認をしてから行かれることをお勧めします。）。 なお、東京都福祉保健局ホームページからもダウンロードすることができます。</p> <p>東京都から直接申請者に郵送はいたしません。</p>
3	東京都に提出した証明書（申請書）の写しが必要なのですが、送ってもらえますか。	<p>写しの送付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。 また、お手元に届くまでには1か月程度を見込んでください。</p> <p>① 宛先を記入した返信用封筒（必要な金額の切手を必ず貼ってください。） ② 承認通知書のコピーに「写しが必要な書類の名称」をメモしたもの</p>
4	承認通知書を紛失してしまいました。再交付してもらえますか。	<p>再交付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。 なお、お手元に届くまでには1か月から2か月程度を見込んでください。</p> <p>① 宛先を記入した返信用封筒（必要な金額の切手を必ず貼ってください。） ② 「依頼日、再交付の理由、住所及び申請者氏名」を記入した再交付依頼書（様式任意）</p>

平成29年度特例関係		
1	平成28年9月1日に不妊検査を開始しました。この場合でも助成の対象となりますか。	対象要件を全て満たしていれば、平成29年4月1日から平成29年8月31日までにかけた費用は、助成の対象となります。
2	いつまでに申請をしなければなりませんか。	平成30年3月31日（当日消印有効）が締切となります。